会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書類
（吸収合併に係る事後開示事項）

2025 年 4 月 1 日

東京都港区港南二丁目 10 番 9 号
レスタービルディング
株式会社レスター
代表取締役　今野　邦廣

当社は、バイテックグリーンエナジー株式会社（以下「バイテックグリーンエナジー」といいます。）との間において 2025 年 1 月 30 日付で締結した吸収合併契約（以下「本件合併契約」といいます。）に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、バイテックグリーンエナジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を実施いたしました。

本件合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

１．吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2025 年 4 月 1 日

２．吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 差止請求手続について（会社法第 784 条の 2 ）

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく本件合併の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

バイテックグリーンエナジーは、会社法第 785 条第 3 項に基づき、2025 年 2 月 20 日に本件合併をする旨並びに吸収合併存続会社の商号及び住所を株主に通知しました。会社法第 785 条の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

本件合併に際して、会社法第 787 条第 1 項第 1 号に定める新株予約権が存在しませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

バイテックグリーンエナジーは、2025 年 2 月 20 日に本件合併に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう官報公告及び日刊工業新聞による公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3．吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 差止請求手続について（会社法第 796 条の 2 ）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本件合併の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

当社は、会社法第 797 条第 3 項に基づき、2025 年 2 月 20 日に本件合併をする旨並びに当社の商号及び住所を株主に通知しました。会社法第 797 条の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2025 年 2 月 20 日に本件合併に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう官報公告及び電子公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4．吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件合併の効力発生日をもって、本件合併契約に基づき、バイテックグリーンエナジーの全ての資産、負債及び権利義務の一切を承継しました。

5．会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

【別紙】のとおりです。

6．会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2025 年 4 月 4 日に本件合併に関する変更の登記を申請いたしました。

7．前各項に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以　上

【別紙】

吸収合併契約等に関する事前備置書類

（会社法第 794 条第 1 項に定める書面）

当社は、2025 年 1 月 30 日付でバイテックグリーンエナジー株式会社との間で締結した合併契約書に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、バイテックグリーンエナジー株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行うことといたしました。本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める当社の事前開示事項は以 下のとおりです。

2025 年 2 月 20 日

株式会社レスター

目次

１．吸収合併契約の内容

２．合併対価の相当性に関する事項

３．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

４．吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

５．吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、 重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

１．吸収合併契約の内容

別紙１のとおり、2025 年 1 月 30 日付で吸収合併契約を締結いたしました。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

３．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙２のとおりです。

５．吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併存続会社には、成立の日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の 収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従い、本吸収合併後におこる吸収合併存続会社の債務について履行の見込があると判断いたします。

以上

合併契約書

株式会社レスター（以下「RST」という。）とバイテックグリーンエナジー株式会社（以下「VGEN」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（合併の方法）

RST 及び VGEN は、RST を吸収合併存続会社、VGEN を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第２条　（合併をする会社の商号及び本店）

（１）RST（吸収合併存続会社）

商号：株式会社レスター

本店：東京都港区港南二丁目 10 番９号

（２）VGEN（吸収合併消滅会社）

商号：バイテックグリーンエナジー株式会社

住所：東京都港区港南二丁目 10 番９号

第３条　（合併に際して交付する金銭等）

RST は、本合併に際して、VGEN の株主に対し、RST の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第４条　（資本金及び資本準備金）

本合併に際し、RST の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第５条　（合併承認総会）

1. RST は、会社法第 796 条第２項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第１項に定める株主総会の決議（会社法第 319 条第１項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）による承認を得ることなく本合併を行う。ただし、同法第 796 条第３項の規定により、本合併に関して RST の株主総会の決議による本契約の承認を得ることが必要になった場合には、RST は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認を得るものとする。
2. VGEN は、会社法第 784 条第１項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条第１項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第６条　（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、２０２５年４月１日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、RST 及

びVGENは協議の上これを変更することができる。

第7条　（財産及び権利義務の引継ぎ）

RSTは、効力発生日において、効力発生日の前日におけるVGENの全ての資産、負債及び権利義務の一切を承継する。

第8条　（合併契約条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、RST又はVGENの財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条　（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

（1）効力発生日の前日までに、第5条に定める本契約の承認が得られなかった場合

（2）効力発生日までに、本合併の実行のために必要となる関係官庁の承認等が得られなかった場合

（3）前条に従い本契約が解除された場合

第10条　（規定外条項）

本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、RST及びVGENは協議の上、これを決定する。

（以下余白）

以上、本契約締結の証として、本書１通を作成し、RST 及び VGEN がそれぞれ記名押印の上、RST が保有する。

2025 年 1 月 30 日

東京都港区港南二丁目１０番９号
RST　株式会社レスター
代表取締役副社長　　朝香 友治



東京都港区港南二丁目１０番９号
VGEN　バイテックグリーンエナジー株式会社
代表取締役社長　　二島　進



別紙２

計　算　書　類

（第９期）

自　２０２３年 ４月　１日
至　２０２４年 ３月３１日

バイテックグリーンエナジー株式会社

貸　借　対　照　表

（2024年3月31日現在）

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	696,176,507	流動負債	450,837
現金及び預金	155,155,354	未払法人税等	390,400
短期貸付金	541,021,153	未払金	60,437
		固定負債	0
固定資産	3,206		
有形固定資産	0	負債合計	450,837
		（純資産の部）	
		株主資本	695,728,876
		資本金	10,000,000
無形固定資産	0		
		資本剰余金	316,626,349
		資本準備金	16,626,349
		その他資本剰余金	300,000,000
		利益剰余金	369,102,527
		利益準備金	60,873,651
投資その他の資産	3,206	その他利益剰余金	308,228,876
繰延税金資産	3,206	繰越利益剰余金	308,228,876
		純資産合計	695,728,876
資産合計	696,179,713	負債・純資産合計	696,179,713

損　益　計　算　書

自　2023年4月１日
至　2024年3月31日

（単位:円）

科　目	金　額	
売上高		0
売上原価		0
売上総利益		0
販売費及び一般管理費		267,767
営業利益		△ 267,767
営業外収益		
受取利息及び配当金		843,778
営業外費用		0
経常利益		576,011
特別利益		0
税引前当期純利益		576,011
法人税、住民税及び事業税	433,828	
法人税等調整額	△ 3,206	430,622
当期純利益		145,389